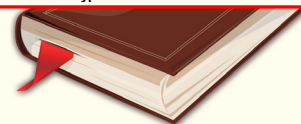


◆平成30年度税制改正大綱が予定通り12月14日に決定された。例年以上にスムーズに審議が進んだ印象。与党の間で意見が食い違ったのも給与所得控除額が上限となる給与収入（当初案の「800万円超」から「850万円超」に変更）くらいだ。◆ただ、見直しが確実視されていた償却資産の申告時期については大綱に盛り込まれなかった。この見直しは償却資産に係る固定資産税の賦課期日を法人の決算日とすることで二度手間になっている申告を1回で済ませようというもの。日本商工会議所や日本税理士会連合会などが要望していたが、システム開発などの問題がネックとなり間に合わなかった模様だ。（MIN）

今週の専門用語



収益認識に関する会計基準（案）

収益認識に関する会計基準（案）では、「財又はサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転することとなる要件に該当する場合」には、財又はサービスを顧客に移転することにより履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する一方、この要件に該当しない場合には、一時点で収益を認識する。例えば保守サービス付の製品では、保守サービス部分の売上は製品売上とは別に保守契約期間にわたり認識するのに対し、割賦販売は通常の販売と同様に、製品販売時に売上を認識する。



上位10名株主

会社法上、事業報告には、事業年度末における上位10名の株主の氏名等を記載することとされている。現行制度でも議決権行使基準日を事業年度末とは別に定めることにより株主総会を後ろ倒しすることは可能だが、この場合、株主の確定が事業年度末と議決権行使基準日の2回必要になってくるため、実務上ネックとなっていた。今回の会社法施行規則の見直しにより、議決権行使基準日における上位10名の株主の氏名等を記載することができれば、株主の確定は1回で済むことになる。



遁減・消失型の所得控除方式

所得控除方式の1つとしてアメリカやイギリスで採用されているもので、所得控除額に一定の上限を設けて所得の増加に応じて控除額を遁減・消失させる仕組みのことである。日本の所得税法では超過累進税率が採用されていることから、所得によらず一定の金額を所得金額から控除する方式よりも所得再分配機能が高いことが特徴である。なお、平成29年度及び平成30年度税制改正により、基礎控除・配偶者控除・配偶者特別控除について遁減・消失型の所得控除方式が採用されることになった。

週刊T&Amaster 第720号

2017年12月25日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp